

淀川水系流域委員会 第56回委員会 結果概要

開催日時：2007年1月30日（火）14：30～18：10

場 所：大阪府中央公会堂 3階 中集会室

参加者数：委員 20名、河川管理者（指定席）24名
一般傍聴者（マスコミ含む）213名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 決定事項
2. 報告の概要
3. 審議の概要
 - ①ダム等の管理フォローアップ定期報告書への意見について
 - ②利水・水需要管理、意見聴取反映、水位操作に関する意見について
 - ③次期委員会への申し送りについて
 - ④事業中の5ダムについて当面実施すべき施策について
 - ⑤その他
4. 一般傍聴者からの意見聴取

1. 決定事項

- ・「平成18年度 ダム定期報告書への意見」が委員会の意見書として了承された。
- ・「水需要管理の実現に向けて」が委員会の意見書として了承された。「水需要管理に実現に向けて(案)への委員からの意見」は意見書に添付する。
- ・「住民参加のさらなる進化に向けて」が委員会の意見書として了承された。
- ・「琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題」が委員会の意見書として了承された。
- ・「次期委員会への申し送り」が、一部修正をしたうえで、委員会の意見書として承認された。
- ・「事業中の5ダムに関して当面実施すべき施策について」が委員会の意見書として承認された。

2. 報告の概要

庶務より、報告資料1「前回委員会(2007.1.11)以降の会議開催経過」を用いて前回委員会以降の経過報告がなされた。

3. 審議の概要

①ダム等の管理フォローアップ定期報告書への意見について

委員より、審議資料 1-1～1-4「平成18年度 ダム定期報告書への意見(案)」について説明がなされた後、「1. 決定事項」のとおり、「平成18年度 ダム定期報告書への意見」が承認された。

②利水・水需要管理、意見聴取反映、水位操作に関する意見について

○「意見書 水需要管理の実現に向けて(案)」について

委員より、審議資料 2-1-1「水需要管理の実現に向けて(案)」および審議資料 2-1-2「水需要管理に実現に向けて(案)への委員からの意見」について説明がなされ、「1. 決定事項」のとおり、「水需要管理の実現に向けて」と「委員からの意見」添付が承認された。

- ・これまでの意見書と同様に、「委員からの意見」を意見書に添付して欲しい。
→淀川フルプランを乗り越えて水需要管理を進めていくというのが意見書の趣旨だが、「委員からの意見」を添付することで意見書がより意義深いものになる。添付には賛成だ。
- ・これまでの淀川フルプランを全否定するのではなく、欠落していた新しい柱を立てて、今後の整備・管理のあり方をそこに移していくというのが意見書の趣旨であり、淀川フルプランを全否定するものではないということだと理解している。

○「答申 住民参加のさらなる進化に向けて(案)」について

委員より、審議資料 2-2「住民参加のさらなる進化に向けて(案)」について説明がなされた後、「1. 決定事項」のとおり、「住民参加のさらなる進化に向けて」が承認された。

○「琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題(案)」について

委員より、審議資料 2-3「琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題(案)」について説明がなされた後、意見交換がなされ、「1. 決定事項」のとおり、「琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題」が承認された。主な意見は以下の通り。

- ・洗堰操作については上下流で複雑な問題がある。委員会が軽々しく提案してよいのかという意見もあるが、具体的な意見を提案しなければ検討さえはじまらない。ベストの提案だとは思っていないが、今後の検討のために意見書を作成した（委員長）。
- ・具体的な数値については今後も検討していくべきだ。
- ・治水リスクは高まるが、一方で琵琶湖の環境も致命的な状況になっていると言われている。委員会として、一歩進めて提案を行うことに賛成する。治水リスクについては、一歩進めた段階で、管理者である滋賀県等が具体的に検討していくということだろう。
- ・この提案が決して琵琶湖の環境に好ましいということではない。環境にとって望ましい洪水期制限水位は、操作規則制定前の BSL±0 cm が目標だ。これを十分に意識して今後も検討し続けていかなければならない。
- ・提案には賛成する。ただ、治水リスク増大への配慮なしに、「環境が河川法の目的に含まれていないから洗堰操作規則を見直すように」と提案しているのか。
←BSL-20(-30cm) を決定した論理的な根拠がはっきりしていない。流域対応等で総合的に対応していくことが重要だ。琵琶湖は急激に水位が上がるわけではなく、人命被害に関わることは少ないので、ハザードマップを組み合わせた洪水保険制度について提案している。
- ・「制限水位に±15cmの幅を持たせる」ということだが、河川管理者が具体的にどうすればよいのか、わかりにくい。
←実際にやってみないと分からない部分もある。操作試行の結果をしてみると、水位が 10cm あがると魚類が産卵することがわかる。±15cm というのは、シミュレーションをしてもらうための 1 つの提案だ。現段階でより具体的な数値を示すのは困難だ。今回の提案をシミュレーションのポリシーとしてやってみて、結果をフィードバックすることが重要だ。
←雨が降った場合、洗堰から一定量の水は出し続けるが、できるだけ操作するなということだ。水位が上がると急激に下げたが、それをできるだけするなということだ。
←今回の提案は水位上昇を許すような提案だと思う。フリーゾーンを設けるという今回の提案に賛成する。
- ・洪水保険制度は有効だとは思いますが、負担者が誰なのかという問題が出てくる。ソフトソリューションの 1 つの事例が保険制度だ。
- ・意見書には「冬期の高水位の影響に配慮すべき」との意見もあるが、今回の提案はこれを考慮した上での提案なのか。今回の提案を実施すれば、自然のリズムと異なってくるのではないか（河川管理者）。

←そこまでは検討できていない。今後の検討課題だと思っている。

③次期委員会への申送りについて

委員より、審議資料3「次期委員会への申送り(案)」について説明がなされた後、意見交換がなされた。一部修正をしたうえで、「1. 決定事項」のとおり、委員会の意見書として承認された。

- ・淀川部会(P7)では、「重要であり、淀川本川が先行事例となっているので」としているが、河川レンジャー制度は、各河川で独自で行っている。

←「淀川にふさわしい形での本制度のさらなる充実」と修正する。

- ・琵琶湖部会(P5)に「湖の生態系にもたらされる長期的、非可逆的な負の影響の可能性を回避」とあるが、これまで議論してきた「水陸移行帯の保全と回復及び生物の移動経路の分断の回復」を追加して頂きたい。

④事業中の5ダムに関して当面実施すべき施策について

委員より、審議資料4「事業中の5ダムに関して当面実施すべき施策について(案)」について説明がなされた後、「1. 決定事項」のとおり、委員会の意見書として了承された。

- ・川上ダムの新規利水についてはさらなる精査をして欲しい。新規利水が実現できれば、水道料金が非常に高くなるので、これを明らかにして再度精査してもらいたい。

←意見書の原案には含まれていたが、委員会は水道料金については正式な説明を受けていないため、削除した(委員長)。

⑤その他

委員長より、委員の任期満了にあたって挨拶(審議資料4「次期委員会への申送り」はじめに)がなされた後、河川管理者より謝辞等が述べられた。主な内容は以下の通り。

- ・国土交通省近畿地方整備局は、改正河川法による河川整備の新しい理念の具体化と充実した住民参加手続の実施について、並々ならない強い改革の意欲をもち、それを実現するため、平成13年2月、淀川水系流域委員会を設置されました。

淀川水系流域委員会は、設置に先立って本委員会のあり方を検討した準備会議の答申に従って、従来にない新しい審議方式を導入し、今後の公共事業の計画づくりのモデルとなることを目指して、常に河川管理者と協働しつつ、真摯に審議してきました。本委員会は、設置時に諮問された「河川整備計画原案について意見を述べること」「関係住民の意見の反映方法について意見を述べること」並びに平成17年2月の第2次委員会から追加諮問された「河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価について意見を述べること」という目的を達成するため、通算500回を超える委員会・地域部会・テーマ別部会などを開催し、適宜とりまとめを発表してきました。

しかしながら、平成19年1月31日の委員の任期満了をもって、本委員会は一旦休止されることになりました。本委員会の最も重要な役割は河川整備計画原案について審議することであり、原案の提示を待ちつつ、ひたむきに審議の準備を進めてきたにもかかわらず、原案が示されることなく、委員会が一旦とはいえ休止されることは、委員会としてきわめて残念であります。

今後、本委員会推薦の委員も参加したレビュー委員会において、本委員会の活動の評価がなされますが、より進化した委員会の設置につながる審議を期待しています。

河川管理者におかれては、本委員会の設置時の意欲を思い起こし、公募による委員の選出、徹底的な情報公開、住民参加の実施、委員会による自主的な運営といった本委員会の骨格を継

承した次期委員会を、可及的速やかに再開されるよう、切望いたします。

次期委員会におかれては、新たな河川整備を実現するために、本委員会を超える意欲をもって審議に当たられるよう期待しています。

明後日から淀川水系流域委員会は休止に入りますが、再開されました次期委員会に対しましても、これまでと変わらぬご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、労をいとわず対応をいただいた河川管理者の皆さん、熱心に出席いただいた傍聴者の皆さん、貴重な意見を寄せていただいた一般の皆さん、委員会の運営を支えた庶務の皆さん、すべての関係者の皆さんに、委員一同、心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

簡単ではございますが、本委員会が休止されるにあたってのお礼の言葉とさせていただきます。(委員長)

- ・淀川水系流域委員会委員の皆様方には、公私ご多忙にもかかわらず貴重な時間を割いて終始意欲的にご議論を交わされ、その成果として数々の意見・提言をおまとめいただきました。この間の熱意とご労苦に対し心から敬意を表しますとともに厚く御礼を申し上げます。数多くの貴重な意見や提言は十分議論を重ねた見識として大きな評価に値するものであり、河川管理者としてもこれまで最大限尊重し、具体の取り組みとして実施しているものも少なくありません。また、今後においてもこれまでの委員会活動で得られた成果を生かしてまいります。

これからは現在審議中の河川整備基本方針が作成された後に、河川管理者が作成する河川整備計画の原案に対する意見を聞くこととなりますが、基本方針の策定にはまだ時間を要する見込みです。一方、お願いをしていた諮問事項につきましては、きわめて厳しいスケジュールを精力的にこなしていただき、おかげさまで任期内に答申をいただくことができました。このため時間的な関係で、結果として流域委員会は一たんお休みする状態となりますが、流域委員会が休止になることが目的ではなく、もとより廃止する考えは全くありません。一時休止ということが唐突な印象を与え、流域委員会委員を初め関係の皆様にご心配をおかけしましたが、今後は不安や混乱をもたらさないよう適宜、適切に対応してまいります。

この機を利用して流域委員会の約6年間を一たん振り返って、その実施概要の整理や偏りのない等身大の評価を行うことを目的として、今年度末を目途に流域委員会委員や河川管理者等が協働でレビュー作成を行うべく、オープンな形でのレビュー委員会を設置し、第1回は2月7日に開催する予定です。また、レビュー委員会における議論の参考とするとともに、レビューに関しての幅広い情報共有のため現流域委員会委員による懇談会や自治体首長による懇談会、住民参加型のシンポジウムを開催することなどの工夫を図るつもりです。河川法には都市計画法等のような意見聴取等の詳細な手順が示されておらず、淀川を初め、各河川において試行錯誤でさまざまな手法により意見聴取等を行ってきています。レビュー委員会において明らかになったよかった点、改善すべき点については淀川水系でのさらなる発展に活用するとともに、それぞれの水系ごとに取り組まれているさまざまな工夫の一つの参考にしていただけるものと考えています。

レビューも踏まえ、次期流域委員会の委員選定のための自薦・他薦の委員公募等の手続は来年度早々にも開始する考えです。流域委員会等の詳細はレビューを踏まえ決めていくべきものですが、河川管理者としては学識者・住民・自治体等の意見の聴取、反映及び住民参画をこれまで以上に高めたものにしていくつもりです。また、委員会で仮に実施中の事業等に否定的な意見が出されたとしても、これまでと同様それを妨げるつもりはありません。自由な意見が出されることは当然のこととして尊重されるべきものです。河川管理者は今後とも透明性、客観性、住民参加を推進する姿勢に変わりはなく、上下流にわたりほぼすべての住民がよりよい川づくりに関心を持ち、より一層理解が深まるよう取り組んでまいります。

現流域委員会委員の皆様方におかれましても、今後ともさまざまな局面でご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。(河川管理者)

4. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの意見聴取がなされ10名から発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・運営会議でなされたレビュー委員会等に関する議論を公開すべきだ。河川管理者から納税者である住民への説明が必要だ。流域委員会は継続すべきだ。
- ・河川管理者の委員会休止に関する弁明には説得力がない。事実経過を見ればわかるが、休止には道理がない。宇治川の河川整備はさらなる破壊を進めるのではなく、修復と復元計画、治水・環境・景観を同時クリアする計画が必要だ。流域委員会では宇治川河川整備について十分に議論されてない。塔の島地区河川整備にも問題点がある(参考資料1 No755、756)。「事業中の5ダムについての当面実施すべき施策について」の「天ヶ瀬ダム再開発」には事実誤認等がある。宇治川の河川整備の基本は淀川水系工事実施基本計画での宇治橋付近計画基本高水量1500m³/s だと思うが、宇治川洪水と琵琶湖後期放流が混同されている。琵琶湖後期放流で1500m³/s 放流することはできない。「塔の島地区の流下能力の増大限界に応じたさらなる検討が必要である」も意味がわからない。また、塔の島地区について「越水にも耐えられるように堤防を補強する必要がある」としているが、この地区は掘り込み河道なので越水すれば、家屋や平等院が壊滅する。精査の必要がある。
- ・利根川や吉野川等のように、住民の意見を聞かずに1年程度で河川局が用意した原案を承認してしまうという流れの中での淀川水系流域委員会休止は残念だ。新規利水の会計は利水だが、「流水の正常な機能を維持するために必要な流量」も利水だと河川管理者は説明しているが、会計的には治水に分類される(おそらく治水特別会計だろう)。また「利水安全度向上」の利水とは何か。例えば、木曽川水系の導水管は魚類や水生昆虫のため(流水の正常な機能維持のため)のもので、治水の会計となっている。この辺の事情について住民が理解できるような説明がなされる必要がある。非常時に遠くの水源地の水が緊急時に使えるのか。震災の際には水道配管は破壊される可能性が高い。災害に備える水は別の観点で考えるべきだ。
- ・名張市では下水道料金が大きな問題になっている。川上ダムの新規利水ができれば、水道料金も値上がりしてしまう。委員からの意見にもあったが、川上ダムの新規利水については、水道料金を考慮した検討を進めて欲しい。
- ・国土交通大臣に下記のような手紙を出した。「近畿整備局が河川整備計画の議論がされないまま一方的にこの6年間続いた淀川水系流域委員会休止を打ち出した。傍聴者発言が許され、議論が進むにつれ、幅広い考え方を取り入れ、本来の河川と人とのかかわりを追求する非常に重要な委員会となったが、これは委員、河川管理者、事務局の真摯な対応があったからだ。これぞ民主主義と思える会議だった。行政の縦割りを超えた議論がなされてきたと思っている。このような委員会を一方的に休止することは民主主義の崩壊とも言える。近畿地整にあてた要望書にも目を通していただき、即座に再考を求め、次期委員が決まるまで現委員の延長を認めてほしい。どうか、美しい国つくりのためにも重要な委員会を閉ざさないで頂きたい」。いままも休止撤回の希望を持っている。一たん崩れた信頼というのはなかなか回復できない。治水と利水、そして環境のためには流域委員会を継続しなければならない。レビュー委員会では検証されるべきは委員会ではなく河川管理のあり方だ。
- ・審議資料2-1-2「水需要管理に実現に向けて(案)への委員からの意見」は形式的な意見だ。例えば、大阪府営水道の規模が200万m³/日もあるにも関わらず、安威川ダムの新規利水はわずか1万m³/日にすぎない。普通の感覚からいえば、1万m³/日はどうにでもなる量だ。委員である以

上、前歴に縛られずに、委員の立場で踏み込んだ意見を聴かせて頂きたかった。

- 流域委員会は改正河川法に則った川づくりを考えるための委員会だ。河川管理者は、流域委員会が河川法に則った議論をしているかどうかを評価して頂きたい。2月以降は出張流域委員会の開催を提案したい。一般の住民に新たな川づくりの考えを広めて頂きたい。
- 川上ダムでは、水道水、活断層、自然環境等、肝心なことが何一つ解明されていない。活断層については、河川事務所に調査を依頼したが、川上ダム建設が了承されたら調査するとの回答を得た。ダムをつくと決めてから活断層を調べてどうするのか。住民と国土交通省の考え方とずれている。オオサンショウウオについても調査がなされているが、オオサンショウウオにはわからないことが多い。オオサンショウウオ研究の権威である安佐動物園の報告書も「調査方法がはっきりしていない」としている。これでオオサンショウウオの研究が進んだと言えるのか。川上ダムはオオサンショウウオ等の問題が解決するまで進まないようお願いしたい。
- 「住民参加のさらなる進化に向けて(案)」には失望した。第1章では「住民対話集会を開けるレベルにまで住民がまだ理解してないという状況に至るところで見られた」としているが、これはきちんとした説明をしていない河川管理者側の責任だ。第2章では住民を3つに分類しているが、荒唐無稽だ。次元の違う「知識」と「知恵」を同じ次元で大別できない。知恵によるグループ分けも不可能だ。第3章では、合意形成に向けたステップが示されているが、より具体的に、どういう会議をどういう形で開けばよいのかを示すべきだ。次期委員会では合意形成に向けたロードマップをつくって頂きたい。河川レンジャーの転用や専門家パネル設置といったことではなく。より基本的な事項について検討すべきだ。
- 「事業中の5ダムに関して当面実施すべき施策について(案)」では、川上ダムの移転住民への配慮について記述されている。故郷を喪失された方々へのメンタルな手当やダム本体工事が遅れている説明が必要だ。また、伊賀市の水道料金について誠意を持った説明をして頂きたい。

以上